

練馬区議会議員(無所属)

かとうぎ 桜子

区政レポート



2013年4月号

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

H P <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!



左：商店街の一角で 右：商店街のお客さんに喜んでいただいた、和太鼓

3月、和力と区民の皆さんとともに気仙沼に出かけてきました。

二〇一三年四月

気仙沼復興商店街の運営のために皆さんからお寄せいただいたカンパは、毎月、たまるたびに先方にお送りしていますが、2011年12月にカンパを始めてから2013年4月1日までで累計63万5317円となりました。ご協力いただき、ありがとうございます。お送りしているカンパは53店舗が営業する仮設商店街の広報活動に活用して下さっているとのことですから、これからも継続的にお送りし続け、また時折訪ねての交流も続けていきたいと考えています。(カンパの送り先は最終ページに掲載します。)

また、気仙沼の観光コンベンション協会の方からも現在の状況について話を伺ってきました。気仙沼を訪れる観光客は震災前と比べて半減した状態にあるそうです。東京に住む私たちが被災した地域で観光をするということだけでも大きな意義があるということを改めて感じました。

練馬区議会の第一回定例会が終了した翌日3月6日、区民の皆さんとともに宮城県・気仙沼復興商店街に出かけてきました。震災から2年を経て、私たちが交流を続けている気仙沼復興商店街・南町紫市場でもイベントを行うと聞いたからです。今までカンパをお送りくださった区民の皆さんに呼びかけ、15人ほど出かけてきました。

私のいとこが主宰している伝統芸能ユニット「和力」も、商店街のイベントに出演させて頂いたとき、独楽の芸、鶏舞、和太鼓、獅子舞といった芸を披露してきました。

かとうぎ 桜子

コラム：がん検診は定期的に受診しましょう。

かとうぎ桜子は2011年末に検診で子宮頸がんが見つかって、昨年の春に手術による治療をしましたが、今のところ無事、再発することもなく1年を経過することができました。元気に仕事をすることもできています。

病気をしてから、外食より自炊で野菜中心の食生活を心がけたりお酒を減らすなど体に気を付けていますが、多忙が続くと時々、お腹が痛いような気がすることがあります。不安になってお医者さんに「再発したんじゃないでしょうか？」と相談したところ、「がんの初期状態では痛みなどの自覚症状はない」と改めて説明を受けました。

そう、ついつい忘れがちですが、がんの初期には自覚症状がないのです。だから私も再発の有無の確認のため、数か月に一度、検査をして状態を確認していますが、がんを体験したことのない皆さんも、定期的な検診を受診することで、いざというとき自覚症状のない初期段階でがんを見つけて早期治療できることにつながると思います。

以下に練馬区が助成をして安く受けられるがん検診をご紹介します。

練馬区で助成の対象となるがん検診

	対象年齢	頻度	金額	場所
胃がん	30歳以上	年1回	400円	保健相談所など
大腸がん	30歳以上	年1回	100円	協力医療機関など
肺がん	40歳以上	年1回	300円	協力医療機関など
子宮がん	20歳以上	2年に1回	700円(子宮体部も検査する場合はプラス300円)	協力医療機関
乳がん	40歳以上	2年に1回	900円	協力医療機関など
前立腺がん	60歳、65歳	-	300円	医師会医療健診センター、区役所健康診査室など

受診できる場所や申し込み方法などさらに詳しく知りたい方は練馬区ホームページをご覧ください。または練馬区健康部健康推進課にお問い合わせください。(電話：03-5984-4669)

区政レポート1ページ目にご紹介した「気仙沼復興商店街」へのカンパは、「気仙沼募金」とご記入の上、以下の口座にお振込みください。

[郵便振り込み・口座番号]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム

かとうぎ桜子プロフィール

1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。

NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙に初挑戦、初当選。

2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。

2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。

議会運営委員会、区民生活委員会、災害対策等特別委員会に所属。



低所得者ほど負担の重い国民健康保険制度の見直しが必要

2013年第一回区議会定例会に、国民健康保険条例の改正案が示されました。これは、保険料の算定方式の変更によって所得の低い世帯ほど保険料負担が重くなり、しかも軽減措置もなくしていくという改定内容でした。詳細をご紹介します。

2011年度、国保料算定方式の変更によって低所得者の負担増。今回の改定でさらなる負担が。

2011年度、国民健康保険料の算定方式は従来の「住民税額方式」から「旧ただし書き」方式へと移行されました。

左のページに、旧ただし書き方式と住民税額方式の算定方式の違いを图示しました。

住民税において様々な控除を適用されている家庭ほど、住民税額よりも旧ただし書き方式のほうが所得金額が大きくなるのです。大きな金額をもとに保険料を算定されれば、当然保険料も従来より高くなってしまおうというわけです。そこで2011年度には、比較的所得の低い世帯を対象にした軽減措置がとられました。

しかし、今回の議会に提出された国民健康保険条例の改正議案は、この軽減措置を終了させてしまい、非課税世帯のみを対象にした軽減措置をあと2年間だけ行うという内容でした。

費にあてられていた一般財源を低所得者の負担軽減策に使うという今までやってきた軽減措置を継続して行うべきです、さらなる一般財源の投入によって対策を充実させるべきです。

厚生労働省は国民健康保険を各市区町村ごとに実施するのではなく都道府県単位という広域の単位に移行させようという方針があるそうです。

23区は国民健康保険について統一保険料の方式をとっているため、保険料の算定方法や軽減措置についても23区の中で話し合って決めることになっています。今後の広域化に合わせてスムーズに移行するためには特別な軽減措置をとらずに迅速に旧ただし書き方式の本則に移行させたほうが分かります。というのが23区内の議論の結果だったようです。

しかし、区民に身近な自治体である区として、大卒の制度論に目を奪われて低所得世帯の生活の実情から目を背けるようなことがあってはならず、この制度的矛盾に立ち向かっていくべきです。

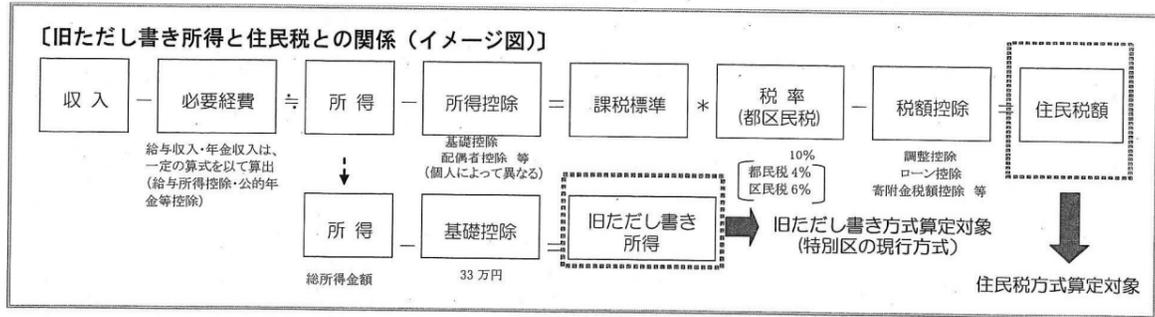
高額所得者からの徴収する保険料には上限があつて、所得が高いほど負担感が低くなる。低所得者に厳しく、高所得者にやさしい保険制度となつている点も含めて、国民健康保険の制度改革が必要であると考えます。

練馬区の国民健康保険の被保険者は、旧ただし書き所得が200万円以下の人が全体の73.1%を占めています。年金で生活する高齢者や非正規・低賃金の労働者の医療を保障する制度になつている国民健康保険を持続可能な制度にしていくためにどう改革し、社会全体でどう支えていくかを考えなければなりません。今はその制度の課題を低所得の人たちにそのまま負担させるものになつてしまつています。

非課税世帯は減額措置があつても値上がりする

今回、軽減措置を終了させることによって、所得の低い人の保険料がさらに上がり、一方で所得の高い人の保険料が下がるという現象が起こります。

今回の改定によって起こる影響について区が行った試算によれば、たとえば年収200万円の給与所得者2人世帯は来年度には今年度と比べて3万4978円もの値上がりになります。住民税方式だった2010年度と比べれば値上



住民税額の計算方式は所得から配偶者控除等、様々な控除を引いたうえで出されるのに対して、旧ただし書き所得はすべて基礎控除33万円を引くので、計算はわかりやすい。しかし、子どもや障害のある人がいて控除の対象になる条件がある家庭ほど、旧ただし書き所得では控除が反映されないため、「所得が多い」ように計算されてしまうことになる。

給与所得2人世帯の保険料の試算

年収	100万円	200万円	300万円	800万円	900万円
2012年度	4万625円	12万2226円	19万2412円	55万6076円	61万2596円
2013年度	4万2236円	15万7204円	21万5724円	54万2534円	59万6714円
差額	1611円	3万4978円	2万3312円	-1万3542円	-1万5882円

年収100万円は非課税世帯なので、2013年度の保険料4万2236円は減額措置が適用されている。もし、この減額措置がなければ保険料は4万3072円となる。

なお、住民税額方式だった2010年度の給与所得2人世帯年収200万円の保険料は9万1233円だった。

一方で所得の高い人の保険料は下がる場合がある

一方、年収900万円の給与所得2人世帯では今回、1万5882円の値下がりになるなど、所得の高い世帯では保険料が下がるということが起こっています。

このような現象は制度の矛盾と言わざるを得ません。

低所得世帯の大幅な負担増は、保険料を支払いたいという気持ちがあつてもそれができない人を増やしていくことにもなりかねません。さらには保険料の支払いのみならず生活全般が立ち行かなくなることにもつながりかねません。それを防ぐためには少なくとも、高額療養

げの額は6万5971円にもなるのです。年収200万円ですらこれだけ大きな負担増があれば、その世帯の生活に深刻な影響を与えることは簡単に想像できることです。

また、今回は減額措置が残つた非課税世帯であつても、値上がりはあります。たとえば年収200万円の年金所得2人世帯は非課税ですが、減額措置を入れたとしても1万1567円の値上がりになります。そして2年後には減額措置もなくなりますから、さらに負担が重くなるのです。